

スイスにおける富裕層の税務

1 注目される富裕層の税務

日本では、平成25年度の税制改正により、相続税の基礎控除の引下げ、相続税及び贈与税の税率の引上げ、そして所得税では課税所得4,000万円超について45%と最高税率の見直しが行われ、これらの改正が平成27年1月から施行されている。

日本は、現在米国に次いで世界第2位の富裕層（100万ドル以上の純資産保有者）を有しており、これらの富裕層に対する課税強化が行われることから、その動向が注目されるとともに、国外財産調書の導入、租税条約等に基づく国外資産に係る情報交換制度の拡充、そして、平成26年10月に報道された平成27年度の税制改正による出国税の創設等、富裕層の税務環境は次第に厳しくなっている。

2 日本の富裕層の移転先の国

上述の出国税の背景には、日本から株式譲渡益（キャピタルゲイン）課税のない、香港、シンガポール、ニュージーランド等に住所を移して、株式の譲渡益の課税を逃れる等の状況があるとされている。日本の場合は、日本から近い国々に移転する例が多いようであるが、世界の富裕層の移転先として有名なのは、所得税のないモナコ、大西洋に所在するタックスヘイブンであるバミューダ、富裕層に優遇税制のあるスイスである。もちろん、所得税、相続税等のないタックスヘイブンはこれ以外にもあるが、単に税制面における有利さだけではなく住む環境等を考慮すると、前述の国等に多くの著名人が集まっている。

3 モナコの場合

モナコは、フランスと国境を接し、地中海に面した観光地であることから、多くの著名人が国外から移住する国として有名である。しかし、この国の欠点は国土が狭く、移住するのに各種の制限があるが所得税の課税がないことから、特に、欧州地域における富裕層の移住先としては有名である。

4 スイスの個人税制

(1) スイス税制の特徴

スイスの場合は、連邦国家で、26の州（カントン）があり、連邦税、州税、市町村民税の3段階における課税がある。また、税負担は、一般的に連邦税よりも州税等の地方税の負担が重くなっている。

個人の税制に関しては、以下にその概要を述べると、個人税制全体が他の国とは大きく異なっているとはいえない。しかし、州税のウェイトが連邦税よりも重いこともあり、州によりその課税が異なっている点が特徴といえる。さらに、スイスの法人税制が他の国よりも有利な点が多いことから、多くの企業がスイスに拠点を置いていることも特徴といえよう。

(2) 個人の居住形態と課税所得の範囲

スイス居住者及び住所を有する個人は、全世界所得が課税範囲となるが、外国不動産からの所得及び外国支店からの所得はこの対象外となる。個人がスイス国内に生活の本拠である住居を構える場合、或いは、1月以上スイス国内に滞在して就業することを意図する場合、この個人は、スイス居住者とみなされることになる。

Topics of International Taxation

(3) 個人の課税所得に含まれる所得

連邦所得税の課税対象となる所得は次のような項目である。

- ① 給与所得（基本給、賞与、ストックオプション、ホームリーブの費用、会社借上げ住宅の費用、会社負担の租税、教育費及び電気ガス代等を含む）
- ② 事業所得
- ③ 社会保障給付
- ④ 利子、配当等の所得
- ⑤ 不動産所得

(4) 税率等

連邦税は11.5%であり、この他に州税及び市町村民税が14%から最高35%で課されることになる。

(5) 持株会社等に対する優遇税制

自ら事業活動を行わず他の法人の株式等の管理を目的とし、総資産の3分の2以上が適格投資又は所得の3分の2が受取配当であるという所定の要件を満たす持株会社は、州税及び市町村民税が免除となる。また、支配会社（domiciliary company）は、そのすべての事業活動を国外で行う会社で、スイス国内では事務的な活動のみを行う法人であり、その国外源泉所得に対して州税及び市町村民税が免除される。準支配会社（mixed company）は、その事業活動の大半を国外で行い一部をスイス国内で行う法人であり、その収益及び費用の8割が国外源泉所得に係るものであることが要件となる。この要件を満たす準支配会社は、州税及び市町村民税が軽減される。

これらの優遇措置により、スイスは個人ばかりではなく、多くの企業を国内に誘致しているのである。

5 スイスの一括税

スイスには、F1レーサー、芸能人、企業の経営者等が在住している。4で述べた個人税制では、税制面からスイスにそれほど魅力がある

とはいえない。

スイスには、富裕層に対する優遇税制として一括税がある。この税を申請できる者は、初めてスイスに来た外国人或いは10年以上スイスを離れていて戻ってきた外国人で、スイス国内で所得を得ていない外国人が対象となる。

この税は、当該外国人のスイス国外で取得した所得等を課税標準とせず、スイスにおける生活費等（所有不動産等の年間賃貸価値の所定の倍数以上）に基づいて課税することから、通常のスイス居住者として、国外源泉所得も含めて課税を受ける場合と比較すると税負担が軽減され、毎年所定の金額を納付すれば、それで納税義務を果たしたことになるため、富裕層にとってはこの制度は優遇税制である。

しかし、最近では、各州において一括税廃止の動きがあり、スイス在住の富裕層が国外に移住を始めている。スイスは出国税がないことから、富裕層の国内法が移転自体に問題はないが、どの国が国外移転した富裕層の受け皿となるのが注目されているのである。

結果として、一括税がなくなってもスイス居住を続けるという富裕層が約半分で、残りが出国するといわれている。出国先としては、ポルトガル、ルクセンブルク等が候補地といわれているが、今後の動向をみないとその実態は明らかでない。また、スイス居住を続けるという者にとっては、税負担よりも、これまでの住環境等が捨てがたいということであろう。

スイスは、金融機関が米国の米国人預金者に関する情報開示に応じる等、富裕層から見れば、スイスの価値が下落傾向にあり、スイス国外から流出した富裕層の動向が注目される。

中央大学商学部教授

矢内 一好